



資料 5

府食第 858 号
平成 21 年 9 月 4 日

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成 17 年 9 月 20 日付けで貴省から意見を求められている「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」（厚生労働省発食安第 0920001 号）について、平成 21 年 9 月 2 日開催の食品安全委員会新開発食品（第 63 回）・添加物（第 76 回）合同専門調査会における審議の結果、別添のとおり追加の補足資料が必要となりましたので、平成 22 年 8 月末までに提出をお願いします。

「食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について」（平成 21 年 8 月 25 日付府食第 812 号）にて、同通知の別添中 1 及び 2 の事項については速やかに実施していただくようお願いしていたところですが、同通知の別添中 3 についても、速やかに提出していただきますようお願いいたします。

また、平成 22 年 8 月末までに補足資料が提出できないことが明らかとなった場合は、直ちに当該事項、提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いします。

なお、本件の調査審議において、専門委員の貴省に対する意見として、高濃度にジアシルグリセロールを含む油（以下「DAG 油」という。）の生成過程において発生するグリシドール脂肪酸エステルを他の食用油並みに低減させる方策の検討を進め、DAG 油の製造に責任を有している企業に対する必要な指導を行うべきではないかとの指摘があった旨を申し添えます。

(別添)

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の提出依頼補足資料

	補足資料要求	要求の理由
1	DAG 油の口腔内への滴下投与に伴う体内動態（吸収、代謝、排泄等）及び発がんプロモーション作用に関する試験方法を検討すること。	高濃度にジアシルグリセロールを含む安全性評価に必要なため。
2	上記 1 に関連し、評価に有益な資料があれば、併せて整理すること。	〃